

令和8年1月23日 開会

令和7年度 第11回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

令和7年度 第11回紫波町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和8年1月23日 午後1時30分から午後2時30分
- 1 場 所 紫波町役場 会議室301
- 1 出席者 教育長 佐 美 淳  
教育長職務代理者 畠 山 秀一郎  
委 員 滝 澤 真千子  
委 員 内 城 寛 子  
委 員 川 村 政 子
- 1 説明員 教育部長 葛 博 之  
学校教育課長 楠 美 富 栄  
生涯学習課長 小 川 篤 篤  
こども課長 須 川 範 一  
学校給食センター所長 古 内 広 貴  
教育総務課副課長 沼 田 信 一  
学校教育課副課長 中 島 芳 久  
生涯学習課副課長 千 葉 広 幸  
こども課副課長 大 石 範 仁  
こども課副主幹 佐 藤 久 美

付議事件

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 報告第1号  
紫波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例
- 日程第3 報告第2号  
紫波町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第1号  
臨時専決処理に関し承認を求めることについて
- 日程第5 議案第2号  
学校給食費の改定に対する意見に関し議決を求めることについて

議事の概要

(開会 午後1時30分)

○ 佐美教育長

ただいまから、令和7年度第11回紫波町教育委員会定例会を開会します。  
これより、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席委員は5名であります。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。  
本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、行事報告及び行事予定について説明します。

(本年12月から令和7年度第12回教育委員会定例会までの教育委員会関係  
行事報告及び行事予定について)

- 侘美教育長  
日程第1「会期の決定について」を議題にします。  
お諮りいたします。  
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 侘美教育長  
異議なしと認めます。  
会期は、本日1日限りと決定しました。
- 侘美教育長  
日程第2 報告第1号「紫波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。  
本件について、説明を求めます。
- 葛教育部長  
「紫波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、紫波町議会定例会12月会議において議決を得ましたので、報告をするものであります。詳細については、こども課長から説明いたします。  
(こども課長 詳細説明)
- 侘美教育長  
これより質疑を行います。
- 内城委員  
事業に手を挙げる事業者はいるのですか。また、その事業者がいた場合、外部評価はされるのですか。
- 須川こども課長  
令和8年度は、町の古館保育所で行う予定です。公立保育所であることから外部評価は行いません。もし、民間事業者が行うときは、外部評価を実施します。
- 内城委員  
実施時間の上限10時間というのは、国で定めたものでしょうか。
- 須川こども課長  
そのとおりです。
- 川村委員  
月10時間の実施は、短いと感じますが、費用はどのような設定をされますか。
- 須川こども課長  
1時間あたり300円を予定しています。国から通知が来る手筈となっており、待っている状況です。
- 滝澤委員  
町でのニーズはあるのでしょうか。
- 須川こども課長  
ニーズ調査は行っておりません。先行して実施している自治体を見ますと、それほどニーズは高くない状況のようです。
- 侘美教育長  
(意見の有無を催促)

(「なし」の声あり。)

- 侘美教育長  
これで質疑を終わります。
- 侘美教育長  
次に、日程第3 報告第2号「紫波町保育所条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
本件について、説明を求めます。
- 葛教育部長  
「紫波町保育所条例の一部を改正する条例」について、紫波町議会定例会 12月会議において議決を得ましたので、報告をするものであります。詳細については、こども課長から説明いたします。  
(こども課長 詳細説明)
- 侘美教育長  
これより質疑を行います。  
(意見の有無を催促)  
(「なし」の声あり。)
- 侘美教育長  
これで質疑を終わります。
- 侘美教育長  
次に、日程第4、議案第1号「臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。
- 葛教育部長  
議案第1号につきましてご説明申し上げます。令和8年紫波町議会定例会1月第2回会議に教育委員会に関する議案を町長が提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会としての意見を求められ、緊急を要したため、紫波町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により臨時専決処理したものであります。  
(教育部長 詳細説明)
- 侘美教育長  
質疑を行います。質疑はありますか。  
(質疑の有無を催促)  
(「なし」の声あり。)  
質疑を終わります。
- 侘美教育長  
これより、議案第1号「臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 侘美教育長  
異議なしと認めます。  
議案第1号は、原案のとおり可決されました。

- 侘美教育長  
次に、日程第5、議案第2号「学校給食費の改定に対する意見に関し議決を求めることについて」を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。
- 葛教育部長  
学校給食費の改定に対する意見に関し議決を求めることについて、紫波町学校給食センター運営委員会から、学校給食費の改定案に係る答申を受けたことに伴い、教育委員会の意見の決定を求めるものであります。詳細については、学校給食センター所長から説明いたします。  
(学校給食センター所長詳細説明)
- 侘美教育長  
質疑を行います。
- 畠山教育長職務代理者  
現在設定されている給食費の金額は、いつ設定されたものでしょうか。
- 古内学校給食センター所長  
平成29年に設定され、以来据え置いてきたものです。
- 侘美教育長  
質疑を終わります。  
これより、議案第2号「学校給食費の改定に対する意見に関し議決を求めることについて」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 侘美教育長  
異議なしと認めます。  
議案第2号は、原案のとおり可決されました。
- 侘美教育長  
以上で、付議事件の審議は、終了いたしました。  
続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。
- 沼田副課長  
次回教育委員会定例会は2月20日(金)午後4時から会議室304.305にて開催します。よろしくお願いいたします。
- 侘美教育長  
(質疑の有無を催促)  
(「なし」の声あり。)
- 侘美教育長  
以上で本日の日程は、全部終了いたしました。  
令和7年度 第11回紫波町教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後2時30分)